

令和5(2023)年度(令和5(2023)年4月1日～令和6(2024)年3月31日)

## みよし市まちづくり土地利用条例の

### 施行状況をお知らせします

みよし市まちづくり土地利用条例第52条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、みよし市まちづくり審議会の意見を添えて、公表いたします。

令和5(2023)年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

#### ◆ 特定開発事業

令和5(2023)年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は38件でした。この中で、手続を終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は4件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中などです。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

#### ◆ 小規模開発事業

令和5(2023)年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は58件でした。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

#### ◆ その他条例に基づく市長の事務に関する事項

その他条例に基づく市長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用についての協議(条例第45条)はありませんでした。

#### ★ みよし市まちづくり審議会の意見

令和6(2024)年4月18日(木)に開催された、みよし市まちづくり審議会での条例の施行状況についての意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

# 令和5(2023)年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況（令和5(2023)年4月1日～令和6(2024)年3月31日受付分）は、次のとおりです。

## 1 特定開発事業

### (1) 受付件数及び処理状況等

#### ① 構想届出書 単位：件

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書が提出された	開発計画書が提出されていない	取下げ
10	10	0	0

#### ② 開発計画書 単位：件

受付件数	処 理 状 況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
38	36	0	2	0	53.3

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	3	1

#### ③ 協議後開発計画書 単位：件

助言・勧告しないとした件数	処 理 状 況					命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ	協議後開発計画書が提出されていない	
36	34	0	0	1	1	63.2

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	1	0

※1：変更内容 共同住宅における駐車台数の変更1件

#### ④ 工事完了届 単位：件

命令をしないとした件数	処 理 状 況					開発計画書受付から検査結果通知までの平均日数	工事完了届受付から検査結果通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中			
34	4	0	0	30	222.0	9.5	

※1：令和4年度の検査済証の交付は29件

※2：令和4年度の工事完了届受付から検査結果通知までの平均日数は6.5日

上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数
0

### (2) 特定開発事業（開発計画書が提出された案件）の内容

単位：件

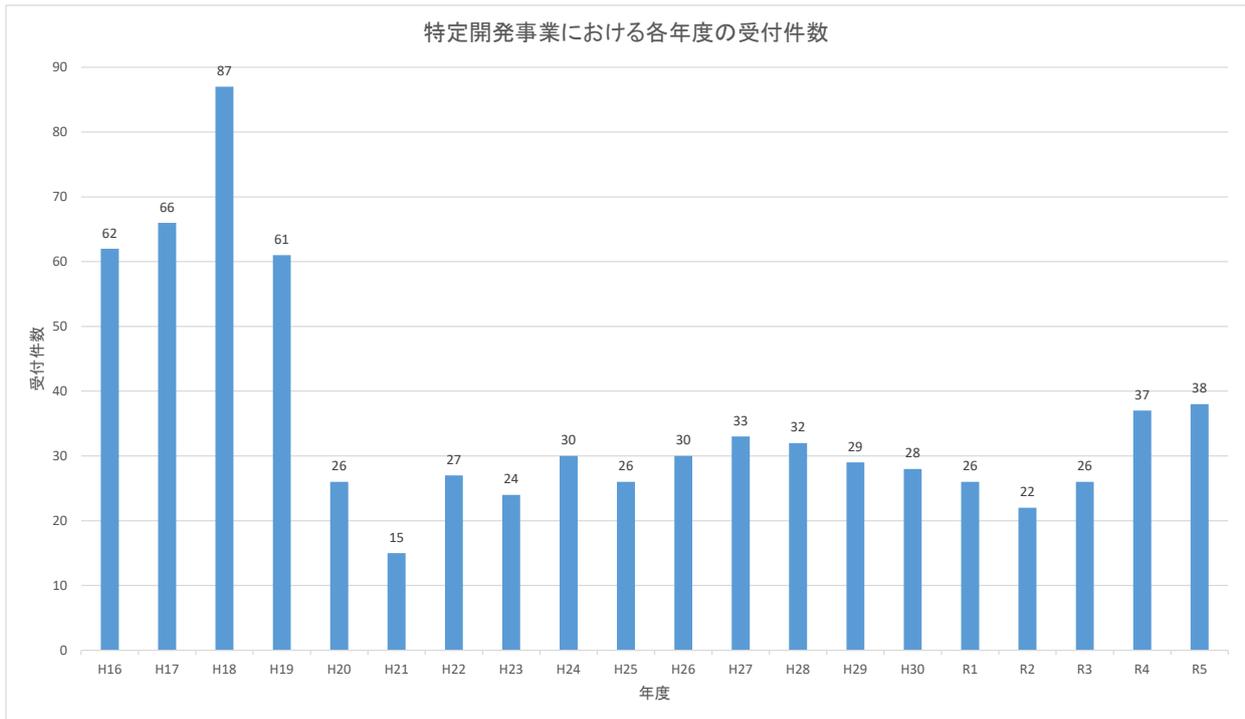
土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A			4						4
住環境保全区域A・教育環境保全区域			1						1
住環境保全区域B					2				2
住環境保全区域B・教育環境保全区域		1						1	2
住環境保全区域C		1	1						2
農業保全区域				2		3		1	6
集落居住区域		1	1						2
集落居住区域・教育環境保全区域				1					1
集落居住区域、教育環境保全区域、自然保全区域								1	1
防災調整区域		1							1
教育環境保全区域			1	2					3
指定なし			2	9	1			1	13
合計		4	10	14	3	3	0	4	38

※1：その他 住環境保全区域B、教育環境保全区域：複合施設の建築

農業保全区域：診療所の建築

集落居住区域、教育環境保全区域、自然保全区域：工場内食堂の移転建築

指定なし：工場の廃棄物処理施設への用途変更



## 2 小規模開発事業

### (1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処 理 状 況			
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ
58	58	0	0	0

### (2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A		24						1	25
住環境保全区域A・教育環境保全区域		12			1				13
住環境保全区域B			2	1	1			1	5
住環境保全区域C			1						1
住環境保全区域C・教育環境保全区域			1			1			2
教育環境保全区域				1	1				2
農業保全区域				1		2	2		5
集落居住区域				1	1				2
集落居住区域・教育環境保全区域						1			1
集落居住区域・自然保全区域								1	1
農業保全区域、教育環境保全区域、防災調整区域						1			1
合 計		36	4	4	4	5	2	3	58

※1：その他 住環境保全区域A：地区集会所の建築

住環境保全区域B：小荷物用昇降機の設置

集落居住区域・自然保全区域：既存建物への居住及び駐車場の設置

## 3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

### (1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件 数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
0			